

# 福山市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域，規制基準等

1998年3月27日  
福山市告示第72号

改正

2000年（平成12年）3月23日福山市告示第83号

2001年（平成13年）3月19日福山市告示第88号

2003年（平成15年）2月 3日福山市告示第13号

2005年（平成17年）1月31日福山市告示第32号

2006年（平成18年）2月27日福山市告示第95号

2018年（平成30年）2月16日福山市告示第58号

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第3条第1項及び第4条第1項，特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号。以下「告示」という。）別表の第1号並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号。以下「省令」という。）別表の備考の規定に基づき，福山市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域，規制基準等を次のとおり定め，1998年（平成10年）4月1日から適用する。

（規制地域）

第1条 法第3条第1項の規定により市長の指定する規制する地域は，別表のとおりとする。

（特定工場等における規制基準）

第2条 法第4条第1項の規制基準は，次の表のとおりとする。

区域の区分	時間の区分	許容限度
第1種区域	昼間	50デシベル
	朝・夕	45デシベル
	夜間	45デシベル
第2種区域	昼間	55デシベル
	朝・夕	50デシベル
	夜間	45デシベル
第3種区域	昼間	60デシベル
	朝・夕	60デシベル
	夜間	50デシベル
第4種区域	昼間	70デシベル
	朝・夕	70デシベル
	夜間	60デシベル

備考 この表において「昼間」とは午前8時から午後6時までを，「朝」とは午前6時から午前8時までを，「夕」とは午後6時から午後10時までを，「夜間」とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

(経過措置)

第3条 特定工場等（特定施設の設置の工事をしている工場又は事業場を含む。以下同じ。）について適用される前条の規制基準に変更があった場合において、従前に適用されていた許容限度の値が新たに適用される許容限度の値を超えるものであるときは、当該特定工場等に係る許容限度の値は、前条の規定にかかわらず、当該変更の日から1年間（法第6条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更に係る工事の開始の日以降の期間を除く。）は、当該従前に適用されていた許容限度の値とする。

(特定建設作業に係る騒音の規制に関する区域)

第4条 告示別表の第1号の規定により市長の指定する区域は、次の表のとおりとする。

区 分	区 域 の 範 囲
告示別表の第1号イからハまでに該当する区域	別表の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の項に掲げる地域
告示別表の第1号ニに該当する区域	別表の第4種区域の項に掲げる地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、図書館法（昭和25年法律第118号）に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

(道路交通騒音の限度に関する区域)

第5条 省令別表の備考の規定により市長の定める区域は、次の表のとおりとする。

区域の区分	区 域 の 範 囲
a 区域	別表の区域の区分が第1種区域及び第2種区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域
b 区域	別表の区域の区分が第2種区域（前項に掲げる地域を除く。）に属する地域
c 区域	別表の区域の区分が第3種区域及び第4種区域に属する地域

別表（第1条，第5条関係）

区域の区分	法第3条第1項に規定する地域
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の定めのある地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，第1種住居地域，第2種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域（山野町の全域及び神辺町の地域を除くものとし，芦田町にあつては備後圏都市計画区域（平成3年広島県告示第1073号）のうち市街化調整区域，加茂町にあつては字粟根，字芦原，字八軒屋及び大字下加茂の地域，駅家町にあつては芦田川右岸線以南の地域，大字中島及び大字万能倉のうちそれぞれ県道下御領新市線，市道万能倉中島線，市道池平池跡線，市道万能倉27号線及び市道稲月万能倉線を順次結んだ線以北の地域，大字法成寺の地域，大字新山の地域，大字弥生ヶ丘の地域，大字助元のうち市道助元5号線及び県道新山府中線を結んだ線以東の地域並びに大字服部永谷のうち林道琴森線，市道服部永谷4号線，市道平林琴森線，県道百谷新市線及び市道猪之子吉和線を順次結んだ線以南の地域，内海町にあつては横島のうち字防地，字浜沖，字脇，字江良，字家廻，字餅草，字中ノ町，字大樋ノ口，字新涯，字石堂，字青山，字内新涯，字奥上，字餅草越，字奥上向，字向，字入双口，字入双，字入双奥，字入双南平及び字志垣の山林を除く地域並びに田島のうち字天満原，字天満，字大西，字大西頭，字白崎，字宮脇，字向山，字堀，字正坂，字大場木，字郷上，字木越，字寺脇，字郷中，字大西組，字船津，字小番川原，字番川原，字曾根，字町，字寺巡，字平原，字平，字中堂，字北側，字南側，字明見，字先明見，字大畑，字小畑，字小畑奥，字大小路，字大越，字大越西，字小用地，字古屋，字横山，字原，字箱崎，字小箱，字馬場崎，字寺山，字牛ノ首，字白橋，字戒岩，字新涯，字内ノ浦，字黒越，字小釜谷，字釜谷及び字立畑の山林を除く地域，新市町にあつては大字藤尾の地域を除く地域，沼隈町にあつては大字常石のうち字寺ノ上宮ノ峠，字小林，字東山下，字上根引，字根引，字尾越，字土生，字小迫平，字土生ヲンジ，字東谷，字丸山，字矢野，字小尾越奥，字小尾越沖，字ヒジリ迫，字敷名西，字敷名東，字岩端，字開谷，字開谷樽原，字堂尾，字宮ノ端，字堂尾西迫，字松尾西ノ平，字松尾谷，字後ノ端ト，字奥江，字住江片山及び字片山の地域，大字草深のうち字金堀，字榎尾，字向畑，字塚田，字山添，字平木越，字柿木越，字前阿引，字先阿引，字樋之上，字横引，字安弘，字黒迫，字林崎西平，字林崎西側，字林崎東側，字林崎東平，字林先東嶺，字土居，字五反側，字井ノ木，字山神尻，字陰地，字池尻，字小池，字畝ノ弓場，字双津，字鉄光，字畑田尾，字柏迫及び字柏迫東側の地域，大字能登原のうち字汐入，字桜西側，字横山，字桜庵ノ下，字桜東側，字白浜，字白浜西側，字白浜東側，字田ノ浜，字立河内，字鍋迫，字桜深山，字斧子，字立河内西側，字立河内東側，字宮ノ廻，字西ノ谷，字殿坂，字大明神，字谷坂，字河内森東，字小迫，字坪ノ内，字藤ノ木，字正端寺前，字先原，字藤ノ木下，字古川，字高橋下，字寺下池廻，字鞆路，字鞆路東側，字山崎及び字屋敷廻の地域，大字上山南のうち字九反田，字佛供，字四町田，字竹ヶ端，字高出，字芋原，字明市，字広角，字岡田，字池ノ内，字丸山下，字定藤，字宮ノ下，字黒瀬及び字市場の地域，大字中山南のうち字田淵，字保古利垣内，字夫婦岩，字広畑，字助年，字カン場，字堂垣内，字京ノ尾川原，字田中，字橋詰，字小脇道ノ下，字ヲカ常夜燈ノ上，字ヲカ竹馬，字中添，字下添，字竹馬字龍王前，字勝負迫，字塚口，字塚ノ口前，字何鹿，字堂ノ前川ベリ，字道ノ前長田，字畑中，字正佛，字堂ノ前，字森迫，字森迫字根，字森迫迫谷及び字水ノ口の地域並びに大字下山南のうち字岩竹谷，字大迫谷山崎，字大迫谷，字平迫谷間，字平迫沖，字平迫，字平迫谷，字平後，字大迫出ノ迫，字矢操沖，字中迫，字矢操西迫，字矢操田中，字狭間山本神，字狭間山本，字狭間字，小坂沖山下，字宮ノ端，字堂尾，字小坂沖，字小坂谷，字宮迫，字宮迫谷，字松尾尻，字松尾谷，字松尾奥江，字太田，字太田才迫，字黒迫谷，字菅野沖，字菅野西久保，字菅野川向及び字菅野谷の地域に限る。）

第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域，商業地域又は準工業地域の定めのある地域，加茂町（字上加茂及び字中野の地域に限る。）及び駅家町（芦田川右岸線以北かつ県道下御領新市線，市道万能倉中島線，市道池平池跡線，市道万能倉27号線及び市道稲月万能倉線を順次結んだ線以南の地域に限る。）及び沼隈町（大字常石のうち字鍋山下，大字草深のうち字池田並びに大字能登原のうち字小桜及び字海後，字今宮，字堂ノ下，字銭池，字柳ノ内，字土居，字室間口，字下り並びに字九田の地域に限る。）及び神辺町の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域並びに新市町（備後圏都市計画新市工業団地地区計画（平成13年10月11日新市町告示第56号）の区域（次項において「新市工業団地」という。）に限る。）
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域（新市工業団地を除く。）及び工業専用地域の定めのある地域

備考 この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域を除く。）については，2006年（平成18年）3月1日における行政区画その他の地域又は道路を基準として確定されたものとする。